

○福岡県田川地区消防組合政治倫理条例

〔平成 24 年 3 月 29 日〕
組 合 条 例 第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、消防行政が住民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者である管理者、副管理者（以下「管理者等」という。）及び福岡県田川地区消防組合議会の議員（以下「議員」という。）が、住民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、消防行政に対する住民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な消防行政の発展に寄与することを目的とする。

(管理者等及び議員の責務)

第 2 条 管理者等及び議員は、住民の代表者であることを深く自覚し、住民に対し自らすすんでその高潔さを明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 管理者等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 住民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 住民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位を利用していかなる金品も受領しないこと。
 - (3) 福岡県田川地区消防組合が行う請負契約、委託契約及び物品納入契約に関し、特定の業者の推薦又は紹介をしないこと。
 - (4) 福岡県田川地区消防組合職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
 - (5) 福岡県田川地区消防組合職員の採用、昇格又は異動に関して紹介又は推薦をしないこと。
 - (6) 政治活動に関して企業、団体等から寄付等を受けないものとし、後援団体においても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付行為等を受けないこと。
- 2 管理者等及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(請負契約等の辞退)

第 4 条 管理者等及び議員の配偶者、一親等の血族又は同居の親族は、福岡県田川地区消防組合の工事等の請負契約、委託契約及び物品納入契約を辞退しなければならない。

(資産等報告書の提出)

第 5 条 管理者等及び議員は、毎年 1 月 1 日現在の資産、地位、肩書、前年 1 年間の収入、贈与及び税等の納付状況を記載した資産等報告書を毎年 5 月 31 日までに管理者に提出しなければならない。

2 管理者等及び議員は、前項の規定により資産等報告書を提出するときは、その配偶者の

資産等報告書も併せて提出しなければならない。

- 3 管理者等及び議員の資産等報告書については、その所属する市町村の政治倫理条例の規定に基づき、提出された資産等報告書がある場合は規則の定めるところによる。

(資産等報告書の記載事項)

第6条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

(1) 資産

ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額

イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び固定資産評価額

ウ 不動産に関する権利（借地借家権等）権利の種類、契約期日及び契約価額

エ 預貯金 総額で50万円以上の預貯金の預け入れ金融機関名及び金額

オ 動産 美術工芸品等1件につき価額が50万円以上の動産の種類、数量、価額及び取得の時期

(ただし、生活に通常必要な家具、汁器及び衣類は除く)

カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額

キ 有価証券 総額で50万円以上の国債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、額面金額及び時価額

ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額

ケ 貸付金及び借入金 1件につき50万円以上の貸付金又は借入金の明細、契約期日及び金額

コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務内容及び金額（ただし、金銭保証については、同一人に対し総額50万円未満のものを除く）

サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額

- (2) 企業その他の団体における役職名、報酬（顧問料等その名目を問わない）の有無及び金額（ただし、宗教的、社会的及び政治的団体を除く）

(3) 収入、贈与及びもてなし

ア 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他これらに類する収入

の出所及び金額

イ 一出所当たり3万円以上の贈与並びにもてなし（交通、宿泊、飲食、娯楽等）の出所、内容及び金額又は価額

(4) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税等の前年分、市町村県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分の納税状況

イ 普通地方公共団体に係る使用料等の前年度分の納税状況

(政治倫理審査会の設置)

第7条 資産等報告書の審査その他必要な事項を調査及び審議をするため、地方自治法第138

の4第3項の規定に基づき福岡県田川地区消防組合政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、5人以内とし、識見を有する者及び地方自治法第18条に規定する選挙権を有する住民のうちから、管理者が公正を期して委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、4年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。
- 4 委員は再任されることができる。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意を必要とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の職務）

第8条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 資産等報告書を審査し、意見書を管理者に提出する。
 - (2) 住民の調査請求について必要な調査を行い、意見書を管理者に提出する。
 - (3) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、管理者等の諮問を受けた事項について答申し、又は建議すること。
- 2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情を聴取し、又は資料の提出を求めるなど必要な調査をすることができる。

（調査・審査への協力等）

第9条 管理者等及び議員は、審査会の調査及び審査に協力しなければならない。この場合において、当該者は審査会に出席して意見を述べることができる。

（資産等報告書の審査）

第10条 管理者は、第6条の規定により提出された資産等報告書の写しを毎年6月20日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から90日以内に意見書を作成し管理者に提出しなければならない。
- 3 審査会は、資産等報告書の記載事項に誤りがあることが判明したときは、当該者に訂正を求めるものとする。
- 4 審査会は、当該者が前項の訂正に応じないときは、その旨を審査意見書に記載して管理者に提出するものとする。

（資産等報告書の閲覧及び保存）

第11条 管理者は、前条第2項の規定により提出された意見書を提出された日から30日以内に住民に閲覧できるようにしなければならない。

- 2 資産等報告書及び意見書の閲覧期間及び保存期間は、閲覧開始期間から5年間とする。
- 3 住民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に活用しなければならない。

(住民の調査請求)

第 12 条 住民は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を添えて管理者に調査を請求することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
- (2) この条例に定める政治倫理基準に反する疑いがあるとき。
- (3) 請負契約等の辞退に違反する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求があったときは、管理者は請求に正当な理由があると認めるときは、調査請求と添付書類の写しを請求があった日から 30 日以内に審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日から 90 日以内に調査結果について意見書を作成し、管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の規定により意見書が提出されたときは、請求者に対し、速やかにその写しを送付するとともに、住民の閲覧に供しなければならない。

(刑法事犯による起訴後の説明会)

第 13 条 管理者等及び議員のうち、刑事犯の容疑で起訴され、なおその職務にとどまろうとするときは、管理者に住民に対する説明会の開催を求めなければならない。この場合において当該管理者等及び議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

2 前項の説明会の開催請求は、起訴された日から起算して 50 日以内にななければならない。

(有罪判決確定後の措置)

第 14 条 管理者等及び議員は、刑事犯で有罪判決が確定したときは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項の規定により失職する場合を除き、住民全体の代表者としての品位と名誉を守り消防行政に対する住民の信頼を回復するため、辞職手続をとるものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。